

スパイクの同色についての考え方

1. 白地×赤ライン、白地×紺ライン、黒地×白ラインなど、2色であれば全員同じパターンの2色のスパイクを履くこととし、メーカーは問わない。
3色であれば全員同じパターンの3色のスパイクを履くこととし、メーカーは問わない。

なお、その場合、メーカーライン以外の補助的なラインに使われているシルバーは白とみなす。

つまり、シルバーに関しては、あくまでも補助的なラインを白とみなすのであって、主となるラインその他に使われているものは白とは見ない。

2. メーカーラインのふちどりに関しては色を問わない。
3. ステッチ（ミシン糸）の色はスパイクの地の色か、ラインの色のいずれかと同じ色のみを認める。
例えば、白×赤にシルバーの細かい補助的なライン入りのスパイクであれば、ステッチの色は、白・赤・シルバーのいずれかに限る。
4. ひもは、スパイクの地の色、またはメーカーラインと同色のものに限る。
例えば、白地×赤ラインにシルバーの細かい補助的なライン入りのスパイクであれば、ひもは、白か赤のどちらかであれば良い。
5. 連盟規程細則にある「ワンポイントの商標については同色とみなす」とは、いわゆるベロの部分にある商標、またはつま先や横に小さくワンポイントとして入っている商標の色は、同色の規制範囲に含めないという意味であり、メーカーラインとして使っている商標（横に大きく入っているもの）は同色の規制範囲に入るものとする。